

## 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における 公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 4 月 1 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）において、国や公的機関等が支援する研究事業を実施するに際しては、その支援経費が税金であることを十分に認識し、学術研究に対する国民の信頼を損なうことなく公正に遂行する必要がある。

特に公的研究費の不正使用は、研究者及び好生館の信用を失墜させるだけでなく、科学技術振興全体に与える影響は図り知れない。

このことから、好生館は、公的研究費を支援経費とする学術研究を遂行するに当たり、その基準として、次のとおり行動規範を定める。

好生館の職員その他好生館の公的研究費の運営及び管理にかかわるすべての者（以下「研究者等」という）は、本行動規範を守らなければならない。

（公的研究費の認識と効率的使用）

1 研究者等は、公的研究費が好生館の管理するものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

（関係規則等の遵守）

2 研究者等は、公的研究費の使用に当たっては、関係法令及び好生館が定める関係規則、使用ルール等を守らなければならない。

（研究計画に基づく適正使用）

3 研究者等は、公的研究費を使用するに当たっては、研究計画に基づいて、適正に使用しなければならない。

（研究者等間の相互連携による未然防止）

4 研究者等は、公的研究経費の使用に当たっては、共通理解の基で相互に協力・連携して、不正の未然防止に努めなければならない。

（取引業者との関係）

5 研究者等は、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことの無いよう公正に行動しなければならない。

（研修会参加、規則熟知などの啓蒙行動）

6 研究者等は、公的研究費の取扱い等に関する研修会等に積極的に参加し、関連する規則等の熟知、知識習得及び事務手続き、使用ルールの理解に努めなければならない。